

## すくい網漁業の許可等の取扱方針

平成 14 年 8 月 30 日制定

### (趣旨)

第 1 岩手県漁業調整規則（令和 2 年岩手県規則第 66 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 10 号に規定するすくい網漁業（以下「本漁業」という。）の許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）に関する取扱いについては、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）、規則及びこの方針によるものとする。

### (適用範囲)

第 2 この方針は、岩手県に住所を有する者に適用する。

### (制限措置の内容)

第 3 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 1 項及び規則第 11 条第 1 項各号に規定する制限措置の内容は、別表 1 のとおりとする。

### (許可の基準)

第 4 法第 58 条において読み替えて準用する法第 42 条第 5 項及び規則第 11 条第 5 項に定める許可の基準は、別表 2 のとおりとする。

### (条件)

第 5 法第 58 条において読み替えて準用する法第 44 条第 1 項及び規則第 13 条第 1 項に規定する条件は、別表 3 のとおりとする。

### (許可の有効期間)

第 6 法第 58 条において読み替えて準用する法第 46 条第 1 項及び規則第 15 条第 1 項に規定する許可の有効期間は、3 年とする。ただし、各許可の有効期間を同一の期日に終了するように、海区漁業調整委員会の意見を聴いて有効期間を短縮するものとする。

### (資源管理の状況等の報告)

第 7 法第 58 条において読み替えて準用する法第 52 条第 1 項及び規則第 21 条第 1 項に規定する資源管理の状況等の報告は、毎年、第 3 の制限措置に定める当該漁業の漁業時期の終了後 30 日以内に知事に行うものとする。

2 前項の報告書は、第 9 第 1 項の例により提出するものとする。

### (起業の認可の有効期間)

第 8 法第 58 条において読み替えて準用する法第 39 条第 2 項及び規則第 7 条第 2 項に規定する起業の認可の有効期間は、起業の認可の日から 10 か月（起業の認可の有効期間が許可の有効期間を超える場合は、許可の有効期間の満了日まで）とする。ただし、知事がやむを得ない理由があると認め、期間を延長したときは、その延長した期間を加算した期間とする。

### (許可等の申請等)

第 9 許可等を申請しようとする者は、別に定める書類を、その住所を所管する当該広域振

興局水産部又は水産振興センターの長、その他の場合は水産振興課総括課長に提出するものとする。

- 2 法第 58 条において読み替えて準用する法第 47 条及び規則第 16 条の規定による許可の変更の許可を申請しようとする者、法第 58 条において読み替えて準用する法第 48 条及び規則第 17 条の規定による相続又は法人の合併若しくは分割の届出をしようとする者、法第 58 条において読み替えて準用する法第 49 条第 2 項及び規則第 18 条第 2 項の規定による廃止等の届出をしようとする者、法第 58 条において読み替えて準用する法第 50 条及び規則第 19 条第 1 項の規定による休業又は規則第 19 条第 2 項の規定による就業の届出をしようとする者並びに法第 58 条において読み替えて準用する法第 56 条第 2 項の規定による許可証の書換え交付（規則第 27 条）又は許可証の再交付（規則第 28 条）を申請しようとする者は、別に定める書類を前項の例により提出するものとする。

（その他）

第 10 漁業種類を変更する変更の許可は認めないものとする。ただし、公示により許可を募集する場合を除く。

#### 附 則

- 1 この方針は、平成 14 年 8 月 30 日から施行する。
- 2 海面許可漁業の許可等の取扱方針（平成 6 年 2 月 1 日施行）の本漁業に係る取扱いについては、廃止する。
- 3 この方針の施行の際、現に効力を有する漁業の許可等については、当該許可等の有効期間内に限り、なお、従前の例による。
- 4 平成 16 年 1 月 26 日一部改正。
- 5 平成 20 年 6 月 23 日一部改正。
- 6 平成 22 年 3 月 12 日一部改正。ただし、改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 令和 5 年 9 月 11 日一部改正。

別表 1

漁業種類		漁具の 種類 その他 の漁業 の方 法	操業 区域	漁業 時期	推進 機関 の馬 力数	船舶の 総トン 数	漁業 者の 資格	許可 又は 起業 の認 可を すべ き船 舶等 の数
水産動 植物の 種類								
しらう お、し ろうお すくい 網漁業	しらう お、し ろう う お	すくい網	岩手県 沖合海 面	1月1 日から 12月31 日まで	制 限 な し	20トン 未 満	岩手 県に 住所 を有 する 者	—
すくい 網漁業 (しら うお、 しろう おすく い網漁 業を除 く。)	いかな ご							

別表 2

優先順位	基準
第 1 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業の許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 2 位	第 1 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 3 位	本漁業の許可を受有する者のうち、本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有し、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 4 位	本漁業以外の漁船漁業※の許可を受有する者のうち、当該許可の有効期間内に当該許可による水揚実績がある者
第 5 位	第 4 位の基準を満たす者の従事者として、1 年（漁業時期）を通して操業経験がある者
第 6 位	岩手県の漁船登録を受けた漁船の使用人として登録され、漁業の水揚実績を有する者
第 7 位	第 1 ～ 6 位に該当しない者
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 1 位に該当する者が許可枠を超えた場合は、水揚実績の多い順とし、同位の場合は生年月日の若い順、更に同位の場合にはくじ引きとする。</li> <li>・ 第 2 ～ 7 位に該当する者が複数の場合は、同位の中で生年月日の若い順。更に同順位の場合は、くじ引きとする。</li> <li>・ 第 1 ～ 5 位の「許可を受有する者」とは、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数を公示した日に許可を受有する者とする。</li> </ul>

※漁船漁業：岩手県知事が許可する中型まき網漁業、小型機船底びき網漁業、小型まき網漁業、かじき等流し網漁業、流し網漁業、固定式刺し網漁業、船びき網漁業、さんま棒受網漁業、火光利用敷網漁業、すくい網漁業、いか釣り漁業、かご漁業、さけはえ縄漁業及びいるか突棒漁業

別表 3

漁業種類	条件
しらうお、しろうおすくい網漁業	<ol style="list-style-type: none"><li>1 . . . .と . . . .を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域（操業海域に面する関係漁業協同組合の同意を得た海域）以外の海域においては、操業してはならない。</li><li>2 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</li></ol>
すくい網漁業（しらうお、しろうおすくい網漁業を除く。）	<ol style="list-style-type: none"><li>1 しらうお及びしろうおの採捕を目的として操業してはならない。</li><li>2 資源の保護又は漁業調整のため、知事が操業の停止若しくは一部を制限する指示をした場合は、これに従わなければならない。</li></ol>